

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年10月17日（金）第661号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○県税の申告等期限の指定	（税務課取扱い） 1
○漁船保険付保義務発生	（水産振興課取扱い） 1
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い） 1
○収去飼料の試験結果の公表（2件）	（畜産振興課取扱い） 2
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い） 3
○証紙販売人の指定	（会計課取扱い） 4

正 誤

○鹿児島県公報第603号の23（令和7年3月28日付け）の一部訂正（※）	（人事課取扱い） 4
--------------------------------------	------------

告 示

鹿児島県告示第615号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、令和6年2月9日鹿児島県告示第84号（県税の申告等期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

指定地域

石川県のうち輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町

鹿児島県告示第616号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岸良加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和7年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第617号

薩摩川内市里町里3511番地2 本一春及び薩摩川内市里町里71番地 馬場直記からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和7年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市里町区域（薩摩川内市里町里の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第618号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和6年11月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和7年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

安全性に関する検査

製造事業場等の 名称，法人番号 及び所在地	収去場所及び法人番 号	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料 添加物の名称	製造 （輸入） 年月	試験項目	違反の内容 内容
竹之内穀類産業 （株） 本社工場 8340001002664 （鹿児島市）	同左	飼料	N o . 80272 前期飼料	令和 6.11	重金属－ カドミウ ム	無
		飼料	N o . 80271 後期飼料	6.11	重金属－ カドミウ ム	無
		飼料	N o . 80293 繁殖用飼料	6.11	重金属－ カドミウ ム	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称，法人番号 及び所在地	収去 場所 及び 法人 番号	飼料の名称	製造 （輸入） 年月	試験項目	違反の内容 内容
竹之内穀類産業 （株） 本社工場 8340001002664 （鹿児島市）	同左	N o . 80272前期 飼料	令和 6.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		N o . 80271後期 飼料	6.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		N o . 80293繁殖 用飼料	6.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第619号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和6年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和7年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称，法人番号 及び所在地	収 去 場 所 及 び 法 人 番 号	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違 反 の 内 容
日本農産工業 (株) 志布志工場 6020001015642 (志布志市)	同 左	ノーサン印ブロイ ラー肥育前期用配 合飼料無農薬Eブ ロ中期P	令 和 6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ノーサン印ブロイ ラー肥育前期用配 合飼料Eブロ中期 P	6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ノーサン印ブロイ ラー肥育後期用配 合飼料Eとこ鶏仕 上CM	6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ノーサン印子豚育 成用配合飼料いい とこ子豚CRM	6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
中部飼料(株) 志布志工場 2180001094757 (志布志市)	同 左	マル中印ブロイラ ー肥育前期用配合 飼料シン・ブロ前 期	6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印ブロイラ ー肥育後期用配合 飼料シン・ブロ後 期	6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印子豚育成 用配合飼料JFリ キッド子豚	6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印肉豚肥育 用配合飼料ナチュ ラルショートP	6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印肉用牛肥 育用配合飼料おか ちゃん	6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印肉用牛繁 殖用配合飼料和牛 繁殖用	6.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

注 違反の内容の欄には，栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和7年10月17日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市岡之原町835番 1 地先から同市宮之浦町 1335番 1 地先まで	令和 7 年 10月17日

鹿児島県告示第621号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第 5 条の規定により，収入証紙販売人を次のとおり指定した。

令和 7 年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
有限会社三昧堂商 事 代表取締役 川畑亘	志布志市志布志町志布 志三丁目10番10号	志布志市志布志町志布 志三丁目10番10号	令和 7 年10月10日

正 誤

令和 7 年 3 月28日付け鹿児島県公報第603号の23中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	上から 8 行目並び に下から 9 行目， 6 行目及び 5 行目	鹿児島県職員の服務規程	鹿児島県職員服務規程